

第9回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和8年7月10日

場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	近藤 修	出	2 番	石原 昭彦	出	3 番	中村 進也	出
4 番	伊藤 恵子	出	5 番	瀬木 光	出	6 番	二之湯和彦	出
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	出	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分

閉 会 時 刻 午前 9 時 55 分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは只今から第9回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(瀬木 光)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
3 開会の宣言 議長(瀬木 光)	只今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第9回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、1番議席近藤修委員と、2番議席石原昭彦委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。
(日程第2) 議長	それでは、報告第13号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第14号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。
(日程第3) 事務局	事務局の説明をお願いします。 日程第2 報告第13号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査し

	たところ、同法第 2 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和 8 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第 6 条により毎事業年度 3 か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第 2 条第 3 項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人 4 団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 続きまして、日程第 3 報告第 14 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に基づき合意解約され、同条第 6 項の規定による通知があったので報告する。令和 8 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は 1 件、1 筆、面積 1,584 m²であることを報告します。 議長 事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。 他に質問がなければ次に進みます。 (日程第 4) 議長 続きまして、議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
--	---

事務局	日程第 4 議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 8 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 総筆数は 19 筆、総面積は 29,969.00 m²です。
(日程第 5)	議長 議案第 43 号は農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第 43 号「農用地利用集積等計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 多数挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
	議長 続きまして、議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	日程第 5 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認に

について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和8年7月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光

今回の3条所有権移転の申請は、10件、22筆、面積15,327.00㎡です。

<16番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の畑です。

譲受人である藤原町上相場の■■■■が、藤原町上相場の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、92㎡を売買により譲り受ける申請です。

<17番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の畑です。

譲受人である大安町中央ヶ丘の■■■■が、員弁郡東員町の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、264㎡を売買により譲り受ける申請です。

<18番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である愛知県愛西市の■■■■が桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,926㎡を売買により譲り受ける申請です。

譲受人は、隣接宅地に家屋を建築予定です。

<19番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畑です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,137㎡を売買により譲り受ける申請です。

<20番案件>の申請地は、大安町門前地内の田畑です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、366㎡を売買により譲り受ける申請です。

<21番案件>の申請地は、大安町門前地内の畑です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、3,998㎡を売買により譲り受ける申請です。

<22番案件>の申請地は、大安町門前地内の畑です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、309㎡を売買により譲り受ける申請です。

	<23 番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畑です。 譲受人である大安町南金井の[]が、大安町南金井の[] []が所有する議案書に記載の 1 筆、398 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <24 番案件>の申請地は、員弁町北金井及び員弁町大泉新田地内の田畑です。 譲受人である員弁町北金井の[]が、員弁町畑新田の[] []が所有する議案書に記載の 6 筆、6,681 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <25 番案件>の申請地は、北勢町別名地内の畑です。 譲受人である三重郡菰野町の[]が、 三重郡川越町の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、156 m²を贈与により譲り受ける申請です。 譲受人は遠方に居住していますが、隣接家屋に転入予定です。 以上所有権 10 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。 (日程第 6) 議長 続きまして、議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 6 議案第 45 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分)
--	---

	次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年7月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 今回の申請は、2件、2筆で124.75㎡です。 <1番案件>の申請地は大安町大井田地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、3種農地です。 転用計画としては、名古屋市の[]が所有する議案書に記載の1筆、5.75㎡を進入用道路用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 <2番案件>の申請地は大安町梅戸地内の田です。農地区分は、2種農地です。 転用計画としては、大安町梅戸の[]が所有する議案書に記載の1筆、119.00㎡を隣接雑種地236.00㎡と併せて355.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土約50cm以下を行い、切土は無しです。周囲にコンクリートブロック積を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は対面水路へ放流します。 以上4条2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、7月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第45号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 何か質問はありますか。

(日程第 7) (日程第 8)	議長	特に無いようですので、議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
事務局	事務局	続きまして、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 7 議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 今回の申請は、9 件、22 筆で 10,273.75 m²です。 <12 番案件>の申請地は大安町大井田地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、四日市市の[]が名古屋市の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、387.75 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。西・北・南側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設水路へ放流します。 <13 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の登記地目雑種地、現況地目畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、大安町高柳の[]が大安町大井田の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、444.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

議長

特に無いようですので、議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。

全委員挙手です。

続きまして、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。

日程第 7 議案第 46 号

次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので
意見を求める。令和８年７月１０日提出 いなべ市農業委員長
瀬木 光

＜12 番案件＞の申請地は大安町大井田地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、3 種農地です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。西・北・南側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設水路へ放流します。

＜13 番案件＞の申請地は、大安町石樽東地内の登記地目雑種地、現況地目畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、大安町高柳の[]が大安町大井田の[]が所有する議案書に記載の1筆、444.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設の道路側溝へ放流します。

<14 番案件>の申請地は員弁町上笠田地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、員弁町上笠田の[]が員弁町上笠田の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、303.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、30cm を超える切土と盛土は無しです。境界付近にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は南側道路側溝へ放流します。

<15 番案件>の申請地は藤原町大貝戸地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、四日市市の[]が藤原町大貝戸の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、331.00 m²を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、砂利敷により自然浸透にて処理します。

<16 番案件>の申請地は北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、桑名市の[]が東京都中央区の[]が所有する議案書に記載の 3 筆、990.00 m²を建売住宅用地へ転用したい旨の計画です。

3 区画で建売分譲します。土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。隣地境界についてコンクリートを施したうえにフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は雨水樹設置及び自然浸透にて処理します。

<17 番案件>の申請地は北勢町其原地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、北勢町麻生田の[]が北勢町其原の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、321.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は雨水枳を設置し道路側溝へ放流します。

<18 番案件>の申請地は藤原町上之山田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、広島市の [] が藤原町上相場の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,552.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<19 番案件>の申請地は藤原町上之山田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、広島市の [] が大阪市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,050.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<20 番案件>の申請地は員弁町宇野地内の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、静岡市富士市の [] が員弁町宇野の [] が所有する議案書に記載の 11 筆、4,895.00 m²を隣接原野及び山林 1,608.00 m²と併せて 6,503.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び素掘り水路にて集水し既設水路へ放流します。

なお、この案件は 3,000 m²を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

続きまして、日程第 8 議案第 47 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年7月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光

今回の5条使用貸借権の申請は、5件、6筆、面積1,731.00㎡です。

<5番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、北勢町大辻新田の[]が員弁町松之木の[]が所有する議案書に記載の2筆、358.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は南側道路側溝へ放流します。

<6番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、員弁郡東員町の[]が員弁町上笠田の[]が所有する議案書に記載の1筆、303.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、30cmを超える切土と盛土は無しです。境界付近にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は南側道路側溝へ放流します。

<7番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、三重郡菰野町の[]が北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の1筆、395.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設の道路側溝へ放流します。

<8番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の畑です。農地区分

	は、2 種農地です。 転用計画としては、四日市市の[]が大安町南金井の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、270.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は最大切土 30cm です。乗り入れ以外の境界線沿いにはコンクリートブロックなどの土留め構造物を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は宅地内で排水桝に集水し、道路側溝へ放流します。 <9 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の登記地目畑、現況地目雑種地です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、桑名市の[]が北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、405.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 以前から雑種地として利用しているため、始末書が提出されております。 土地造成は盛土、切土は無しです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は敷地内の雨水桝で集水の上、東側の側溝へ放流します。 以上 5 条所有権移転 9 件、使用貸借権設定 5 件の計 14 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、7 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」9 件、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」5 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。

(日程第 9)	
	これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、当案件のみ [REDACTED]を除いて採決を取りたいと思います。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。 続きまして、議案第 48 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 9 議案第 48 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 8 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 今回の申請は 4 件、5 筆、1,341.00 m²です。 <11 番案件>の申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町下平の [REDACTED]で、平成 17 年以前から宅地に転

		用し、現在に至っております。 <12 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、畑です。 願出者は員弁町松之木の■■■■で、昭和 49 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <13 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田です。 願出者は北勢町阿下喜の■■■■で、平成 18 年以前から駐車場に転用し、現在に至っております。 <14 番案件>の申請地は、藤原町鼎地内の台帳地目、田です。 願出者は藤原町鼎の■■■■で、平成 3 年以前から老人ホーム施設用地に転用し、現在に至っております。 以上 4 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。
	議長	事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 他に特に無いようですので、議案第 48 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。
	小寺俊行委員	議案第 43 号で一部四日市市の方が耕作される契約が出ていましたが、契約地が現状荒地になっています。今後きちんと耕作されるのでしょうか。

6 閉会の宣言	事務局	中間管理機構とも情報共有し、今後も引き続き現場確認を行い注視をしていきます。
	議長	事務局から何かありますか。
	事務局	今回お配りいたしました2点についてご説明させていただきます。1点目は三重用水からの機関紙をお配りいたしましたのでまたご一読をお願いいたします。もし今後、三重用水の受益地が転用申請で出てきますと、決済金が必要です。 2点目につきましては、毎年8月が農地パトロール強化月間となっておりますので、もし何か気付かれた点がございましたら報告書のご提出をお願いいたします。
	議長	次回は、8月3日午前9時から現地調査です。 2番石原昭彦委員と3番中村進也委員は出席をお願いします。 次回委員会は、8月10日となりますのでよろしくお願いします。 会場は、本庁舎2階庁議室となります。
	議長	それでは、これをもちまして第9回いなべ市農業委員会を終了します。 【午前9時55分閉会】 ありがとうございます。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 瀬木 光

議事録署名者

議事録署名者